

茨城県議会 議員選挙

投票日 **12月14日(日)**
午前7時～午後8時

選挙は、
有権者が直接政治に関わる
ことのできる大切な機会です



美浦村で 投票できる方は…

選挙権は、日本国民で満20歳以上（欠格者（一定の犯罪者）を除く）の全ての方と与えられていますが、美浦村の投票所で投票できる方は、次の年齢や住所の要件を満たし、村の選挙人名簿に登録されている方に限ります。

成6年12月15日以前に生まれた方

◇住所要件 選挙人名簿登録基準日(12月4日)時点で、美浦村の住民基本台帳に引き続き3カ月以上登録されている方

◎投票する前に転出した方へ 県外に転出した方は、投票できません。

・県内に転出した方は、投票所入場券のほかに、新住所地の市町村で発行される、

「引き続き転出先に住所を有する証明書」があれば、投票することができます。ただし、茨城県内での転出の回数が（市町村単位で）1回までの方に限りです。

※美浦村で投票できる方には、「投票所入場券」が投票日前日までに郵送されます。大切に保管してください。

投票に行く前に確認しましょう

まず、村から郵送された「投票所入場券」の選挙名称・有権者氏名・投票所等を確認してください。そこに指定されている投票所に、本人の「投票所入場券」をお持ちになってご来場ください。

◇投票所入場券を紛失した方 投票所の係員にお申し出いただければ、本人確認のうえ、その場で再交付を受けて投票することができます。

◎身体障害等により自分で投票用紙に記載できない方 係員が代理で投票用紙に記載する「代理投票制度」があります。秘密厳守です。

で、安心して投票所の投票管理者にお申し出ください。

投票日当日、指定の投票所に行けない方へ

投票日の前でも投票できます

投票は、決められた投票日に行うのが原則ですが、投票日当日に仕事や入院・その他の理由により投票所へ行けない方は、宣誓書に記入していただくことにより投票日の前に投票できる「期日前投票制度」をご利用ください。

◇期日前投票期間 12月6日(土)～12月13日(土)

◇受付時間 午前8時30分から午後8時(土曜・日曜も同じ時間)

◇投票場所 美浦村役場1階期日前投票所

*投票日当日は、この投票所では投票できません。

滞在先でも投票できます

長期滞在先の選挙管理委員会や病院・老人ホーム等でも投票日の前に投票できる「不在者投票制度」があります。

滞在先の選挙管理委員会

旅行や出張等で長期間村外に滞在するときは、滞在先の選挙管理委員会に不在者投票をすることがあります。この場合、投票用紙の請求や投票後の書類の返送等、選挙の手続きは郵送で行われますので、問い合わせや請求はお早めにお願います。

【主な手続きの流れ】

①宣誓書(投票用紙等請求書)の提出：宣誓書兼請求書に必要事項を記入のうえ、村選挙管理委員会へ直接または郵便によって投票用紙の請求をしてください。

②投票書類の交付：村選挙管理委員会の認定後、投票に必要な書類を入れた封書を請求者本人へ交付(滞在地へ郵送)します。

*届いた封書は絶対に開封しないでください。(無効になります)

③投票手続：届いた封書を持って滞在地の市町村選挙管理委員会に出向き、指示に従って投票してください。

④投票用紙の送付：滞在地の市町村選挙管理委員会から村選挙管理委員会に投票用紙が送付(郵送)されます。

◎病院や老人ホームで

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設の長が「不在者投票管理者」となって、その施設で不在者投票をすることができます。希望される方は、施設にお問い合わせください。

【主な手続きの流れ】

①宣誓書(投票用紙等請求書)の提出：宣誓書兼請求書に必要事項を記入のうえ、不在者投票管理者に提出してください。本人に代わって不在者投票管理者が投票用紙を村選挙管理委員会に請求します。

②投票書類の交付：村選挙管理委員会の認定後、投票に必要な書類を入れた封書を不在者投票管理者へ郵送により交付します。

③投票手続：入院(入所)している病院や施設で投票してください。

④投票用紙の送付：不在者投票管理者から村選挙管理委員会に投票用紙が送付(郵送)されます。

◎郵便等により自宅で投票することができます。次に該当する方は、自宅で投票することができます。

・身体に重度の障害があり、身体障害者手帳や戦傷病者手帳をお持ちの方で、一定の基準に当てはまる方

・介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5と記載されている方

【主な手続きの流れ】

①郵便等投票証明書の申請・交付：投票に先立って、郵便等による不在者投票をすることが出来る者であることを証明する「郵便等投票証明書」の交付を、村選挙管理委員会に申請します。

②証明書の交付：村選挙管理委員会の認定後、証明書を申請者本人へ郵送により交付します。

③投票書類の請求：投票用紙、投票用封筒を投票日の4日前までに村に請求します。

④投票手続：届いた投票用紙に記載し、それを投票用封筒に入れた後、その表面に署名をして、郵便等により村へ送付します。

*選挙人の条件によっては、代理記載制度により代理人に投票に関する記載をさせることができます。詳しくは、村選挙管理委員会までお問い合わせください。

選挙に関するお問合せは村選挙管理委員会(役場総務課内 ☎885-0340 内線204)まで

投票所のご案内

投票には投票所入場券(はがき)で投票所を確認のうえ、お出かけください。

<p>第1投票区 (木原小学校)</p> <p>【対象行政区】 浜・登宿・上宿・後宿・田中・山戸丁・大須賀津・布佐・布佐南部</p>	<p>第2投票区 (美浦幼稚園)</p> <p>【対象行政区】 宮地・余郷・大谷・信太・興津・天神台</p>
<p>第3投票区 (土屋地区農村集落センター)</p> <p>【対象行政区】 土屋</p>	<p>第4投票区 (下舟子コミュニティセンター)</p> <p>【対象行政区】 上舟子・下舟子</p>
<p>第6投票区 (土浦公民館)</p> <p>【対象行政区】 土浦・馬見山・馬掛・大山・大山東部</p>	<p>第5投票区 (安中地区多目的研修集会施設)</p> <p>【対象行政区】 大塚・谷中・山王・山内・八井田・根火・牛込・見晴台・花見塚・木・定光・本橋・間野</p>
<p>第7投票区 (大谷保育所)</p> <p>【対象行政区】 美駒・南原</p>	<p>第8投票区 (美浦村保健センター)</p> <p>【対象行政区】 郷中・受領・桜木・茂呂・みどり台</p>